

よくある質問

①対象となる経費は？

令和7年4月1日以降に開催された主任介護支援専門員研修の受講料及びテキスト代（送料は含まない）が対象となります。

②勤務先で費用を一部負担してもらった場合は、補助対象になるのか？

勤務先において費用の一部を負担してもらった分については、補助対象外となり、ご自身で支払われた分が補助対象となります。

例) 受講料45,080円+テキスト代4,400円=49,480円
事業所負担：25,000円
自己負担：49,480円-25,000円=24,480円
補助金額：24,480円×1/2=12,240円≒12,000円

③勤務先で費用を全額負担してもらった場合は、補助対象となるのか？

補助対象となりません。

④京都府で開催された主任介護支援専門員研修のみが対象となるのか？

他の都道府県で開催された研修でも対象となります。

⑤更新研修は対象となるのか？

対象となりません。

⑥主任介護支援専門員資格が有効期間の満了により失効しているが、改めて資格取得のために研修を受講する場合は、補助対象となるのか。

対象となります。

⑦城陽市民ではないが、対象となるのか。

城陽市民ではなくても、城陽市介護人材育成支援補助金交付要綱第3条に該当する方であれば、対象となります。